

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

第5章	男女平等と人権の尊重
(1)	個と人権の尊重
①	人権尊重理念の理解促進

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
170	<p>■ 男女の人権の尊重は男女共同参画社会の前提となる基本理念であることから、関係機関との連携を図りながら、人権に関する正しい理解を広め、人権への理解を深めるための様々な啓発活動を推進するほか、男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの法令、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約などの国際条約等の趣旨を周知し、人権尊重の理念と男女共同参画への理解を促進します。</p>	○	<p>本市相談窓口寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」（本市の人権擁護委員で構成）に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。</p> <p>【青森地区人権擁護推進部会の活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所「特別・専門相談コーナー」で月2回、人権相談を実施 ・「人権週間」や「子どもの権利110番」、「高齢者・障害者人権週間」、「女性の人権ホットライン」等の各強化週間に相談所の開設や啓発活動の実施 ・幼稚園・保育所・小中学校での人権教室や作文コンテストの実施 ・企業の研修会等での講話の実施 など 	引き続き、広く基本的人権の救済及び人権思想の普及高揚を図っていく必要があります。	継続	特別相談事業（補助金）	人権男女共同参画課
171		○	<p>小学6年生版・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、「男女平等と人権の尊重」について記載し、人権への理解を深めるための啓発を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学6年生版・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子 配布箇所数：市内の全小中学校（小学校45校、中学校21校） 	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、人権尊重の理念と男女共同参画への理解促進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
172		○	<p>カダールで主催する講座やカダール通信、カダール館内の常設ボードや情報ステーションを通じて、人権尊重の理念と男女共同参画への理解を促進しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カダール通信発行回数：6回 ・「相談者・支援者研修会」参加者数：53人 ・「カラフルリボンキャンペーン」参加者数：223人 ・「『カダールdeシネマ』&シネマカフェ参加者数：136人 ・「出前講座『新しいスタートを切る皆さんへ』」参加者数：332人 ・「パープル&オレンジリボンキャンペーン」参加者数：265人 ①Wリボンねぶた・フレンドシップキルト・パネル・ツリー展示：55人 ②Wリボン点灯式：100人 ③女性への暴力防止キャンペーン（チラシ街頭配布他）：110人 ・「交際ガールズデー記念映画上映会」参加者数：46人 	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、人権尊重の理念と男女共同参画への理解促進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
173		○	<p>アコールで主催する講座やアコール通信、アコール館内の移動パネルや情報コーナーを通じて、人権尊重の理念と男女共同参画への理解を促進しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アコール通信発行回数：6回 ・「パープル&オレンジリボンキャンペーン」参加者数：86人（フレンドシップキルト・パネル・ツリー等の展示） 	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、人権尊重の理念と男女共同参画への理解促進を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

第5章	男女平等と人権の尊重
(1)	個人と人権の尊重
②	人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
174	■ 男女共同参画社会の前提となる個人の人権を守るため、人権擁護委員による人権相談、行政相談員による行政相談などを通じて人権の擁護に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、人権に関する相談体制の充実を図ります。	○	市役所駅前庁舎において、毎月第1・3月曜日に人権擁護委員による人権相談、毎週木曜日に行政相談委員による行政相談窓口を開設し、様々な悩みを抱えた市民の相談機会の確保・充実に努めるとともに、広報あおもりや市ホームページなどを通じて、相談日に関する情報を広報しました。 ・人権相談件数：14件 ・行政相談件数：8件	様々な悩みを抱えた市民の相談機会の確保・充実に引き続き努めていく必要があります。	継続	市民相談事業	生活安心課
175		○	浪岡総合保健福祉センターにおいて、毎月第1・3木曜日に人権擁護委員及び行政相談委員による人権・行政相談窓口を開設し、様々な悩みを抱えた市民の相談機会の確保・充実に努めるとともに、広報あおもりや市ホームページなどを通じて、相談日に関する情報を広報しました。 ・人権・行政相談件数：9件	様々な悩みを抱えた市民の相談機会の確保・充実に引き続き努めていく必要があります。	継続	なし	健康福祉課
176		○	本市相談窓口寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」（本市の人権擁護委員で構成）に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。 【青森地区人権擁護推進部会の活動内容】 ・市役所「特別・専門相談コーナー」で月2回、人権相談を実施 ・「人権週間」や「子どもの権利110番」、「高齢者・障害者人権週間」、「女性の人権ホットライン」等の各強化週間に相談所の開設 など	引き続き、人権に関する相談体制の充実を図っていく必要があります。	継続	特別相談事業（補助金）	人権男女共同参画課

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

第5章	男女平等と人権の尊重
(1)	個人と人権の尊重
③	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
177	<p>■ 次代を担う子どもたちの人権を守り、健やかな成長を支えるため、4か月児健康診査をはじめとする各種健康診査での保健指導や健康相談、児童虐待相談員による相談を行うとともに、児童相談所を含む関係機関と構成する「青森市要保護児童対策地域協議会」の連携体制のもと、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援や保護者支援など適切な支援を行います。</p>	○	<p>4か月児の健やかな成長を支え、心身の異常や発達遅れの早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、小児科医師、整形外科医師、保健師、栄養士などによる健康診査を実施し、虐待が疑われる児童や受診しなかった児童に対し、個別指導などを行いました。</p> <p>・生後4か月の乳児：1,648人（うち未受診者16人）</p>	<p>子どもの健やかな成長を支え、児の発育・発達等の異常について、早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、継続して実施していく必要があります。</p>	継続	4か月児健康診査事業	あおり親子はぐくみプラザ
178		○	<p>7か月児の健やかな成長を支え、心身の異常や発達遅れの早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、指定医療機関において健康診査を実施し、虐待が疑われる児童や受診しなかった児童に対し、個別指導などを行いました。</p> <p>・生後7か月の乳児：1,638人（うち未受診者12人）</p>	<p>子どもの健やかな成長を支え、児の発育・発達等の異常について、早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、継続して実施していく必要があります。</p>	継続	7か月児健康診査事業	あおり親子はぐくみプラザ
179		○	<p>1歳6か月児の健やかな成長を支え、心身の異常や発達遅れの早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、小児科医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康診査を実施し、虐待が疑われる児童や受診しなかった児童に対し、個別指導などを行いました。</p> <p>・生後1歳6か月から2歳未満の幼児：1,703人（うち未受診者21人）</p>	<p>子どもの健やかな成長を支え、児の発育・発達等の異常について、早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、継続して実施していく必要があります。</p>	継続	1歳6か月児健康診査事業	あおり親子はぐくみプラザ
180		○	<p>3歳児の健やかな成長を支え、心身の異常や発達遅れの早期発見・早期治療を図るため、小児科医師、耳鼻科医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康診査を実施し、虐待が疑われる児童や受診しなかった児童に対し、個別指導などを行いました。</p> <p>・生後3歳6か月から4歳未満の幼児：1,897人（うち未受診者41人）</p>	<p>子どもの健やかな成長を支え、児の発育・発達等の異常について、早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、継続して実施していく必要があります。</p>	継続	3歳児健康診査事業	あおり親子はぐくみプラザ
181		○	<p>要保護児童対策地域協議会を設置し、関係者間で情報を共有し、虐待の早期発見、早期対応、適切な支援を行いました。</p> <p>・代表者会議：1回 ・実務者会議：6回 ・庁内ネットワーク会議：6回 ・個別ケース検討会議：随時</p>	<p>要保護児童等に対する虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び適切な支援を行うために継続して支援を行う必要があります。</p>	継続	要保護児童対策地域協議会運営事業	あおり親子はぐくみプラザ

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

第5章	男女平等と人権の尊重
(1)	個と人権の尊重
④	性的マイノリティへの配慮

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
182	■ 性的マイノリティについて相談に応じるとともに、人権の尊重と多様性について市民の理解を促進します。	○	毎週火曜日にカダールにおいて、性的マイノリティに関する悩みをお持ちの方（ご家族、友人、学校・職場のかたも含む）の相談に応じました。また、性的マイノリティをテーマとした講演会を開催するなど、人権の尊重と多様性について市民の理解を促進しました。 ・にじいろ電話相談：365件 ・「多様な性のあり方を尊重しあえる社会へ」講演会 参加者数：26人	人権の尊重と多様性について市民の理解促進のため、引き続き、電話相談と書籍等の貸出を行っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
183		○	「男女共同参画の視点からの防災セミナー」を開催し、講演や意見交換を通じ、防災・避難所運営の観点から、人権の尊重と性的マイノリティ等の多様性の重要性について市民への理解を促進しました。 ・「男女共同参画の視点からの防災セミナー」参加者数：49人	人権の尊重と多様性について市民の理解促進のため、引き続き、人権に関するセミナーを開催していく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
184		○	学校訪問等を通して、性同一性障害や性的マイノリティとされる子どもに対する相談・支援体制の充実に向けて、教職員は正しい知識を身に付け、悩みや不安を抱える子どもに対してよき理解者となり、いじめや差別を絶対に許さないよう専門家や関係機関と連携しながら取り組んでいくことに関して理解の促進を図りました。	研修講座や学校訪問等を通して、管理職をはじめ教職員に対して適切な理解を進めるとともに、必要に応じて関係機関に相談しつつ、サポートチームの設置等の相談・支援体制の充実を図ります。	継続	教職員研修事業	指導課

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

第5章	男女平等と人権の尊重
(1)	個と人権の尊重
⑤	メディアにおける男女共同参画の推進

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
185	■ 市が作成する広報・出版物など、市政に関するあらゆる情報発信において、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。	○	広報あおもりの発行にあたり、男女共同参画の視点に立った表現で作成しました。男女共同参画の表現について疑義のある場合は協議を行い、適切な表現に努めました。	引き続き、男女共同参画の視点に立った表現の推進に努めます。	継続	広報あおもり発行事業	広報広聴課
186		○	市ホームページのうち、当課が所管するページにおいては、男女共同参画の視点に立った表現で作成しました。男女共同参画の表現について疑義のある場合は協議を行い、適切な表現に努めました。	ホームページは、当課が広報媒体を管理しているものの、各ページの作成にあたっては事業を所管する課が作成しているため、男女共同参画の視点に立った表現の推進については、全庁職員に対する啓発等が必要です。	継続	ホームページ等運用事業	広報広聴課
187		○	テレビ・ラジオ広報を行うにあたり、男女共同参画の視点に立った表現で作成しました。男女共同参画の表現について疑義のある場合は協議を行い、適切な表現に努めました。	引き続き、男女共同参画の視点に立った表現の推進に努めます。	継続	テレビ・ラジオ広報事業	広報広聴課

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

第5章	男女平等と人権の尊重
(2)	女性に対するあらゆる暴力の根絶
①	女性に対する暴力の予防啓発の推進

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
188	■ カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）の活用はもとより、関係機関との連携強化を図りながら、女性に対する暴力の予防啓発を含め、性別にかかわらず一人ひとり誰もが大切な存在であるという意識と、DVについての正しい理解の促進を図ります。	○	小学6年生版・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、「男女平等と人権の尊重」について記載し、人権への理解を深めるための啓発を行いました。 また、中学3年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、DVやデートDVが重大な人権侵害であることを記載し、予防啓発を行いました。 ・小学6年生版・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子 配布箇所数：市内の全小中学校（小学校45校、中学校21校）	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、その前提となる男女平等と人権尊重の理念の普及を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
189		○	カダールで主催する講座やカダール通信、カダール館内の常設ボードや情報ステーションを通じて、女性に対する暴力の予防啓発とDVについての正しい理解の促進を図りました。また、県等の関係団体と連携してパープル&オレンジリボンキャンペーン等を行い、女性に対する暴力根絶の啓発を図ったほか、高等学校への出前講座ではデートDVについての講義を行い理解の促進を図りました。 ・カダール通信発行回数：6回 ・「相談者・支援者研修会」参加者数：53人 ・「パープル&オレンジリボンキャンペーン」参加者数：265人 ①Wリボンねぶた・フレンドシップキルト・パネル・ツリー 展示：55人 ②Wリボン点灯式：100人 ③女性への暴力防止キャンペーン（チラシ街頭配布他）：110人 ・「青森西高校出前講座」参加者数：231人 ・「青森南高校出前講座」参加者数：101人	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性に対する暴力の予防啓発とDVについての正しい理解の促進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
190		○	アコール通信や、アコール館内の移動パネルや情報コーナーを通じて、女性に対する暴力の予防啓発とDVについての正しい理解の促進を図りました。また、アコール利用者会と連携して制作したパープルリボンキルトを展示し、女性に対する暴力根絶の啓発を図りました。 ・アコール通信発行回数：6回 ・「パープル&オレンジリボンキャンペーン」参加者数：86人 （フレンドシップキルト・パネル・ツリー等の展示）	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性に対する暴力の予防啓発とDVについての正しい理解の促進を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
191		○	本市相談窓口寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」（本市の人権擁護委員で構成）に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。 【青森地区人権擁護推進部会の活動内容】 ・市役所「特別・専門相談コーナー」で月2回、人権相談を実施 ・「人権週間」や「女性の人権ホットライン」等の各強化週間に相談所の開設や啓発活動の実施 など	引き続き、広く基本的人権の救済及び人権思想の普及高揚を図っていく必要があります。	継続	特別相談事業（補助金）	人権男女共同参画課

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
192	■ セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識のもと、各種啓発講座の開催やパンフレットの配布などを通じて、企業等に対してセクシュアル・ハラスメント防止のための周知啓発を図るとともに、市の機関においても、セクシュアル・ハラスメントの防止と良好な職場環境の構築に取り組みます。	○	カダール通信、カダール館内の常設ボードや情報ステーションを通じて、セクシュアル・ハラスメント防止のための周知啓発を図りました。	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、セクシュアル・ハラスメント防止のための周知啓発を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
193		○	アコール通信や、アコール館内の移動パネルや情報コーナーを通じて、セクシュアル・ハラスメント防止のための周知啓発を図りました。	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、セクシュアル・ハラスメント防止のための周知啓発を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
194		○	本市相談窓口寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」（本市の人権擁護委員で構成）に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。 【青森地区人権擁護推進部会の活動内容】 ・企業の研修会等での講話の実施 など	引き続き、広く基本的人権の救済及び人権思想の普及高揚を図っていく必要があります。	継続	特別相談事業（補助金）	人権男女共同参画課
195		○	マネジメントの実行者であるチームリーダーとしてハラスメントを許さない組織風土を醸成するために行動できるようになることを目指して、チームリーダー二年目の職員を対象に職場のハラスメントについての正しい知識を身に付けるための研修を実施しました。 ・受講者数：26人	マネジメントの実行者であるチームリーダーがハラスメントについての正しい知識を身に付けておくことは職場におけるハラスメントの予防・防止につながるものと考えています。そのため、今後も継続して二年目チームリーダーを対象に当該研修を実施していく必要があります。	継続	必修研修に関する事務	人事課
196		○	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組について、時代に即して「青森市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」の規定を整備するとともに、あらゆるハラスメントが発生しないよう、取組の強化・充実を図りました。	現行の「青森市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」に基づく取組については、「セクシュアル・ハラスメント」に特化した内容となっており、形骸化している部分もあることから、今後は、パワー・ハラスメントやマタニティー・ハラスメントなども含め、国等の取組も参考としつつ、多様化するハラスメントに対する防止策等の検討を進めていく必要があるものと考えています。	継続	人事業務運営事務	人事課

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

第5章	男女平等と人権の尊重
(2)	女性に対するあらゆる暴力の根絶
②	若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
197	■ DVやデートDVの加害者と被害者に将来ならないため、小・中学校において子ども向け啓発小冊子等を活用し、暴力についての予防啓発の充実を図ります。	○	<p>中学3年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、DVやデートDVが重大な人権侵害であることを記載し、予防啓発を行いました。</p> <p>・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子配布箇所数：市内の全中学校（21校）</p>	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、その前提となる男女平等と人権尊重の理念の普及を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
198		○	<p>本市相談窓口寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」（本市の人権擁護委員で構成）に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。</p> <p>【青森地区人権擁護推進部会の活動内容】</p> <p>・「人権週間」や「子どもの権利110番」等の各強化週間に啓発活動の実施</p> <p>・幼稚園・保育所・小中学校での人権教室や作文コンテストの実施など</p>	引き続き、広く基本的人権の救済及び人権思想の普及を高揚を図っていく必要があります。	継続	特別相談事業（補助金）	人権男女共同参画課
199		○	男女共同参画の理解促進のための「男女共同参画啓発小冊子」を全ての小学校6年生と中学校3年生に配付し、各種研修講座や学校訪問等において、授業等での活用について働きかけました。	社会科の授業や特別活動の時間において、「男女共同参画啓発小冊子」を活用した学習が行われており、引き続き、人権教育として取り組む必要があります。	継続	教職員研修事業	指導課
200		○	<p>子どもの権利について、広報あおりや市ホームページの活用、市内小・中・高等学校、特別支援学校の全児童生徒へのチラシ配付により、広報・啓発活動を行いました。</p> <p>子どもの権利に関する出前講座の実施や、子ども会議委員がイベント等に参加し啓発活動を行い、子どもの権利の普及を図りました。</p> <p>・出前講座実施回数：15回</p> <p>・子ども会議委員が参加したイベント等の回数：4回（子どもの祭典、ねぶた祭、子ども会議フォーラム、サンロード青森での宣伝活動）</p> <p>11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせ、市教育委員会と連携し、市内小・中学校で子どもの権利について理解を深める学習を実施しました。</p>	青森市子どもの権利条例に「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。」という規定があります。自分の権利も相手の権利も大切であることを更に理解するためにも、子どもの権利について引き続き広報・普及啓発活動を行っていく必要があります。	継続	青森市子どもの権利普及啓発事業	子育て支援課

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

第5章	男女平等と人権の尊重
(2)	女性に対するあらゆる暴力の根絶
③	高齢者等の福祉に携わる関係者に対する情報提供・啓発の充実

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
201	■ 高齢者や障がい者における配偶者からの暴力被害防止のため、民生委員、地域包括支援センター、福祉施設等の福祉関係者にDVに対する情報提供や意識啓発の機会の充実を図ります。	○	指定障害福祉サービス事業者等集団指導、介護サービス事業者等集団指導、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援施設等運営説明会の資料として、青森市配偶者暴力相談支援センターのチラシを配布することで、情報提供、意識啓発の機会の充実に努めました。	高齢者や障がい者における配偶者からの暴力被害防止のため、引き続き、DVに関する情報提供、意識啓発の機会の充実に努めていく必要があります。	継続	DV相談支援センター運営事業	人権男女共同参画課
202		○	高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の被虐待者及び養護者に対する適切な対応、支援に努めました。 ・対応件数：53件	高齢者の虐待防止に関する関係機関の意識啓発を図り、市民に虐待防止に関する周知を図っています。 今後も引き続き、地域包括支援センター等関係機関と連携を図りながら、適切な対応を行っていく必要があります。	継続	高齢者虐待防止対策事業	高齢者支援課
203		○	地域包括支援センターにおいて、地域に住む高齢者の様々な相談に総合的に応じ、地域におけるネットワークの構築に努め地域の高齢者や家族の状況等について実態把握しながら、継続的にフォローしました。 ・総合相談件数（高齢者虐待も含む）：22,604件 ※地域包括支援センター協力機関（ブランチ）を含む	高齢者の虐待防止に関する関係機関の意識啓発を図り、市民に虐待防止に関する周知を図っています。 今後も引き続き、地域包括支援センター等関係機関と連携を図りながら、適切な対応を行っていく必要があります。	継続	総合相談事業	高齢者支援課
204		○	地域包括支援センターにおいて、高齢化や高齢者ニーズが多様化する中、高齢者の人権や財産を守り、安心して生活が送れるよう支援しました。 ・権利擁護に関する相談件数（高齢者虐待も含む）：171件 ※地域包括支援センター協力機関（ブランチ）を含む	高齢者の虐待防止に関する関係機関の意識啓発を図り、市民に虐待防止に関する周知を図っています。 今後も引き続き、地域包括支援センター等関係機関と連携を図りながら、適切な対応を行っていく必要があります。	継続	権利擁護事業	高齢者支援課
205		○	地域包括支援センターにおいて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するために、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し支援しました。 ・地域の介護支援専門員への支援回数：1,665件	高齢者の虐待防止に関する関係機関の意識啓発を図り、市民に虐待防止に関する周知を図っています。 今後も引き続き、地域包括支援センター等関係機関と連携を図りながら、適切な対応を行っていく必要があります。	継続	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者支援課
206		○	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待防止センターを障がい者支援課に設け、通報、届出、相談等の業務を行いました。 また、一時保護のための居室確保、普及啓発活動を行いました。 ・通報件数：19件	引き続き、対象者の一時保護のための居室を確保していくとともに、虐待の早期発見に努める必要があります。	継続	障害者虐待防止対策支援事業	障がい者支援課

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

第5章	男女平等と人権の尊重
(2)	女性に対するあらゆる暴力の根絶
④	青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
207	<p>■ DV被害相談者にワンストップ支援を行う「青森市配偶者暴力相談支援センター」をはじめ、カダールでの悩み相談、青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの生活・就業相談、人権相談や法律相談などの相談窓口の周知徹底を図るとともに、男性の被害者に対する相談体制について検討します。</p>	○	<p>カダール通信や、カダール館内の常設ボードや情報ステーションを通じて青森市DV相談支援センターやカダール相談室などの各相談窓口の周知徹底を図りました。カダール相談室では、男性からの相談にも対応しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カダール通信発行回数：6回 ・女性の悩み相談 カダール相談室相談件数：137件（うちDV相談12件） 	<p>男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、青森市DV相談支援センターやカダール相談室などの相談窓口の周知徹底を図っていく必要があります。</p>	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
208		○	<p>青森市DV相談支援センターの相談ダイヤルを掲載したDV被害防止啓発カードを作成し、青森市の関係各課や各庁舎、青森市男女共同参画プラザ、青森市働く女性の家のほか、庁外のアピオあおもり、青森県青少年・男女共同参画課、青森県こどもみらい課にもカードを配布しました。</p> <p>また、青森市DV相談支援センターのチラシの裏面に市内のDV相談窓口を掲載し、情報を集約して発信しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森市DV相談支援センターへの相談件数 667件 	<p>引き続き、相談窓口の周知徹底を図る必要があります。</p> <p>また、男性の被害者からの相談体制を整えるよう努めます。</p>	継続	DV相談支援センター運営事業	人権男女共同参画課
209	<p>■ 相談支援に当たっては、庁内関係部局はもとより、配偶者暴力相談支援センターとなっている青森県女性相談所、青森県男女共同参画センターや警察等の関係機関、DV被害者支援に携わる民間団体などと連携し、DV被害者の安全確保を最優先に、相談者の立場に立った相談と必要な支援を行います。</p>	○	<p>カダール相談室において、女性からのDV相談を受けた場合は、必要に応じて青森市DV相談支援センターや県の関係機関、民間団体等と連携しながら相談に応じました。</p>	<p>男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、カダール相談室において、各関係機関と連携しながら相談業務を行っていく必要があります。</p>	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
210		○	<p>青森市DV相談支援センターでは、婦人相談員及び人権男女共同参画課職員が電話または来所による相談に対応し、DV被害者の立場に立ったワンストップ支援を行い、状況に応じて青森県女性相談所や警察、民間団体などの関係機関と連携を図りました。</p> <p>被害者からの相談に対しては、「青森市配偶者暴力相談支援センター運営基準」及び「青森市DV被害相談者対応マニュアル」に基づき対応しており、相談を受けた際には「青森市DV相談支援シート」を作成して情報共有するなど、相談員及び職員の連携のもと適切な相談、支援に努めました。</p> <p>また、より被害者の状況に応じた支援が可能となるよう、庁内関係課へ「青森市DV被害相談者対応マニュアル」を周知しました。</p>	<p>今後もDV被害者の立場に立った支援を続けていくため、庁内関係課と連携してワンストップ支援を行い、外部の関係機関との連携にも努めていきます。</p>	継続	DV相談支援センター運営事業	人権男女共同参画課
211	<p>■ 本市相談窓口寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」（本市の人権擁護委員で構成）に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。</p>	○	<p>【青森地区人権擁護推進部会の活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所「特別・専門相談コーナー」で月2回、人権相談を実施 ・「人権週間」や「女性の人権ホットライン」等の各強化週間に相談所の開設や啓発活動の実施など 	<p>引き続き、人権に関する相談体制の充実を図っていく必要があります。</p>	継続	特別相談事業（補助金）	人権男女共同参画課
212		○	<p>ひとり親家庭等のかたが抱えている様々な悩みなどに対応するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに母子・父子自立支援員（婦人相談員兼務）を配置し、自立に向けた生活全般や就職等に関する相談や情報提供を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数：延べ2,155件 	<p>母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等のかたからの相談件数が増加傾向にあり、相談内容も専門的かつ複雑となっており、それらに対応していく必要があります。</p>	継続	ひとり親家庭等自立支援対策事業	子育て支援課

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
213	■ DV専門の相談員及びDV担当職員の育成のための各種研修、各窓口においてDV被害者に接する職員への研修等を通じて、相談対応能力の向上を図ります。	○	カダールの相談員が、県の関係機関やNPO等が実施する研修や会議、講座等を通じて、相談業務に関する知識を深めるとともに、相談対応能力の向上を図りました。	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、カダール相談員が研修等を通じて、相談業務に関する知識を深めるとともに、相談対応能力の向上を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
214		○	下記の研修等に参加することにより、DV専門の相談員及びDV担当職員の知識を深め、支援の質の向上に努めました。 ・女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ（内閣府主催） ・婦人相談所初任者研修（県女相主催） ・配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会（県女相主催）担当者及び相談員が年3回出席 ・婦人相談員業務連絡会（県女相主催）相談員が年1回出席 ・婦人家庭相談員及び母子自立支援員等業務連絡会議（県子どもみらい課主催）相談員が年2回出席 ・東北婦人相談員研究協議会 相談員が年1回出席 ・スーパーバイズ 担当職員と相談員を対象に年2回実施 また、関係各課の職員を対象として、DV相談支援関係課研修およびDV相談支援連絡会議を開催し、相談対応能力の向上と連携強化を図りました。	DV相談については、様々な事案に対応するため相談への対応力が必要であるため、引き続き研修等に参加する必要があります。また、関係各課との連携強化のため、継続して研修と会議を開催していきます。	継続	DV相談支援センター運営事業	人権男女共同参画課
215		○	青森県女性相談所等で実施される研修・会議に母子・父子自立支援員（婦人相談員兼務）が出席し、婦人相談関係の相談業務に関する知識を深めるとともに、他の相談員との情報交換を行いました。	母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等のかたからの相談件数が増加傾向にあり、相談内容も専門的かつ複雑となっており、それらに対応していくため、研修・会議等を通じてスキルアップを図る必要があります。	継続	ひとり親家庭等自立支援対策事業	子育て支援課

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

第5章	男女平等と人権の尊重
(2)	女性に対するあらゆる暴力の根絶
⑤	関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
216	■ 身の危険があるDV被害者の支援に際しては、警察や、一時保護を行う青森県女性相談所等との連絡調整、庁内関係部局との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努めます。	○	DV等被害者の保護のため、必要に応じて、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等を制限する支援措置を実施しました。	DV等被害者の保護のため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等を制限する支援措置を継続して実施する必要があります。また、DV等被害者の保護を確実なものとするためには、支援措置に関する相談機関との連絡調整、他市区町村及び庁内関係部局との連携を図ることにより、被害者の個人情報を厳重に管理していく必要があります。	継続	戸籍住民基本台帳事務	行政情報センター市民課
217		○	カダール相談室において、DV被害者に身の危険がある場合には、警察や県女性相談所、庁内関係各課等との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努めました。	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、DV被害者に身の危険がある場合は、警察や県女性相談所、庁内関係各課等との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努める必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
218		○	青森市DV相談支援センターでの相談において、被害者の身に危険があると判断した場合には、警察への通報または110番通報者登録制度の利用を促し、被害者が警察に相談に行く場合には、本人の了解を得て事前に情報提供しました。また、避難先として青森県女性相談所の一時保護について情報提供し、一時保護が利用できない場合は、関係部局と避難方法について検討し案内することで、DV被害者の安全確保に努めました。	DV被害者の安全確保のため、引き続き、警察や青森県女性相談所、庁内関係部局と連携を図る必要があります。	継続	DV相談支援センター運営事業	人権男女共同参画課
219		○	母子・父子自立支援員（婦人相談員兼務）が、各関係機関と連携し、DV被害者を支援しました。	各関係機関と連携することにより、DV被害者の安全を確保し、切れ目のない支援を行っていく必要があります。	継続	ひとり親家庭等自立支援対策事業	子育て支援課
220		○	身の危険があるDV被害者について、関係機関と連携し、安心して4か月児健康診査を受けられるよう体制を整備しました。 ・DV被害者の4か月児健康診査受診件数：0件	身の危険があるDV被害者支援については、安全の確保のため、関係機関と連携し、4か月児健康診査の利用ができるよう、今後も支援体制を継続していく必要があります。	継続	4か月児健康診査事業	あおもり親子はぐくみプラザ
221		○	身の危険があるDV被害者について、関係機関と連携し、安心して7か月児健康診査を受けられるよう体制を整備しました。 ・DV被害者の7か月児健康診査受診件数：0件	身の危険があるDV被害者支援については、安全の確保のため、関係機関と連携し、7か月児健康診査の利用ができるよう、今後も支援体制を継続していく必要があります。	継続	7か月児健康診査事業	あおもり親子はぐくみプラザ
222		○	身の危険があるDV被害者について、関係機関と連携し、安心して1歳6か月児健康診査を受けられるよう体制を整備しました。 ・DV被害者の1歳6か月児健康診査受診件数：0件	身の危険があるDV被害者支援については、安全の確保のため、関係機関と連携し、1歳6か月児健康診査の利用ができるよう、今後も支援体制を継続していく必要があります。	継続	1歳6か月児健康診査事業	あおもり親子はぐくみプラザ
223		○	身の危険があるDV被害者について、関係機関と連携し、安心して3歳児健康診査を受けられるよう体制を整備しました。 ・DV被害者の乳幼児健康診査受診件数：0件	身の危険があるDV被害者支援については、安全の確保のため、関係機関と連携し、3歳児健康診査の利用ができるよう、今後も支援体制を継続していく必要があります。	継続	3歳児健康診査事業	あおもり親子はぐくみプラザ

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
224	■ 身の危険があるDV被害者の支援に際しては、警察や、一時保護を行う青森県女性相談所等との連絡調整、庁内関係部局との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努めます。	○	住民票の異動が難しく、住民登録地以外の学校への就学を希望する当該保護者からの相談に応じ、区域外就学等の手続をとりました。	区域外就学等の手続をとることにより、住民登録地以外の学校への就学を認めており、今後も継続していく必要があります。	継続	学籍関係事務	学務課
225		○	就学援助を希望する当該保護者等からの相談に応じ、就学援助制度について説明を行いました。	当該保護者等からの就学援助に関する相談に随時対応しており、今後も継続していく必要があります。	継続	就学援助事業	学務課
226		○	国民年金にかかる必要とする支援について聴取し、年金事務所に情報提供を行いました。	国民年金にかかる必要な支援について、引き続き日本年金機構に情報提供をし連携していく必要があります。	継続	基礎年金給付関係事務	国保医療年金課
227		○	勉強や友人関係、デートDVのほか、子どもの学校や家庭での心配事などの相談を「フレンドリーダイヤル017-743-3600」やSNS等の多様な相談窓口において受け付けました。また、教育委員会事務局職員と弁護士、医師及び精神保健福祉士などの専門家との連携の下、児童生徒、保護者及び教職員の心身の健康の維持・回復に関する支援を行う「子どもの危機に向き合う緊急支援チーム」を組織し対応しました。	身の危険があるDVやデートDVの被害者の支援に際しては、「フレンドリーダイヤル017-743-3600」やSNS等の相談窓口、また、警察、一時保護を行う青森県女性相談所等との連絡調整、庁内関係部局との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努めます。	継続	教育相談適応指導事業	指導課
228		○	各校において、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待等の未然防止や早期発見及び支援・対応等のため、児童生徒、保護者、教職員に対して、カウンセリングや助言・援助を行いました。	各校において、スクールカウンセラーとの連携を深めながら学校の教育相談体制を充実させ、身の危険があるDVやデートDVの被害者の支援に際して、関係機関と連携を図られるよう、DV被害者の安全確保に努めます。	継続	スクールカウンセラー配置事業	指導課

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

No.	青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組	令和元年度の実施状況		令和元年度における現状・課題	令和2年度の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
229	■ 生活保護の適用、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、ひとり親家庭への医療費助成など、利用可能な制度を積極的に活用し、DV被害者の自立に向けた支援を行います。	○	生活保護の申請があったDV被害者に対し、関係機関等との連絡調整、他市町村や庁内関係部局との連携を密に行い、必要な保護の実施を行いました。	引き続き、身の危険があるDV被害者の支援に際しては、警察や関係機関との連絡調整、庁内関係部局との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努める必要があります。	継続	生活保護対策事業	生活福祉一課・二課
230		○	母子家庭・父子家庭世帯等に児童扶養手当を支給しました。	各関係機関と連携することにより、児童扶養手当の支給を適切に行い、切れ目のない支援を行っていく必要があります。	継続	児童扶養手当支給事業	あおり親子はぐくみプラザ
231		○	母子家庭に対し、福祉資金を貸し付けしました。	DV被害者の自立に向けた福祉資金の貸付にあたっては、生活に必要な適正な支援を行う必要があります。	継続	母子福祉資金貸付事業	あおり親子はぐくみプラザ
232		○	父子家庭に対し、福祉資金を貸し付けしました。	DV被害者の自立に向けた福祉資金の貸付にあたっては、生活に必要な適正な支援を行う必要があります。	継続	父子福祉資金貸付事業	あおり親子はぐくみプラザ
233		○	寡婦等に対し、福祉資金を貸し付けしました。	DV被害者の自立に向けた福祉資金の貸付にあたっては、生活に必要な適正な支援を行う必要があります。	継続	寡婦福祉資金貸付事業	あおり親子はぐくみプラザ
234		○	ひとり親家庭に対して、医療費の助成を行いました。	医療費助成制度の活用により、安心して医療機関を受診できるよう経済的な支援を継続していく必要があります。	継続	ひとり親家庭等医療費助成事業	国保医療年金課
235		■ DV被害者の自立に向け、母子生活支援施設すみれ寮を活用するほか、市営住宅への入居要件の緩和など住宅確保支援を行います。	○	母子生活支援施設「すみれ寮」を適切に管理し、運営しました。青森県女性相談所と連携し、一時保護の体制を整えました。	DV被害者が入所した場合、安全・安心な居住環境の中で入所者一人ひとりの課題に対応した支援の充実を図る必要があります。	継続	すみれ寮管理運営事業
236	○		市営住宅への入居者の選考及び決定については、ポイント方式の団地ではポイントを加算、公開抽せん方式の団地では一般世帯より当せん率を2倍にする優遇措置を実施しました。 ・対象となる入居申請：2人	公営住宅は保護施設とは異なり、DV被害者に対する安全確保が図りづらいことから、入居申請時に十分な説明を行う必要があります。	継続	市営住宅管理運営事業	住宅まちづくり課